

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） 大日橋クリニック 運営規程

第1条 医療法人社団三医会が開設する大日橋クリニックが実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 大日橋クリニックが実施する居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 居宅療養管理指導等の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団三医会 大日橋クリニック
- 2 所在地 富山県富山市大島三丁目174-1
TEL 076-491-7800 FAX 076-491-7801

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医師 1人以上
医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要の情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月・火・水・金・土曜日 9：00～17：00（第4、5土曜日を除く）
木曜日、日曜日、祝日、8月14、15日及び12月29日～1月3日を除く。

（事業の内容）

第7条 居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。

- 2 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要情報を提供する。
- 3 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（実施地域）

第8条 通常の事業実施地域

富山市、立山町

（利用料等）

第9条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割、2割又は3割とする。
- 2 居宅療養管理指導等に要した交通費等については、実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

（苦情処理）

第10条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第11条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（身体拘束等）

第12条 原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当院の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

（虐待の防止）

第13条 虐待の発生又はその再発を防止するために、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。（委員会は、テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）

- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

- 1 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団三医会 大日橋クリニックが定めるものとする。

付則 この規程は平成28年11月 1日施行する。

平成 7年 1月10日改定